

# 事業報酬の算定イメージ

- 事業報酬 = 「税引前WACC5%が確保できる均等化コスト(円/kW/年)」 - 「単純平均コスト(円/kW/年)」
- 均等化コスト(A)は、「 $\sum (A/1.05^n) = \sum (各年度のキャッシュアウト額/1.05^n)$ 」となるAを算出。

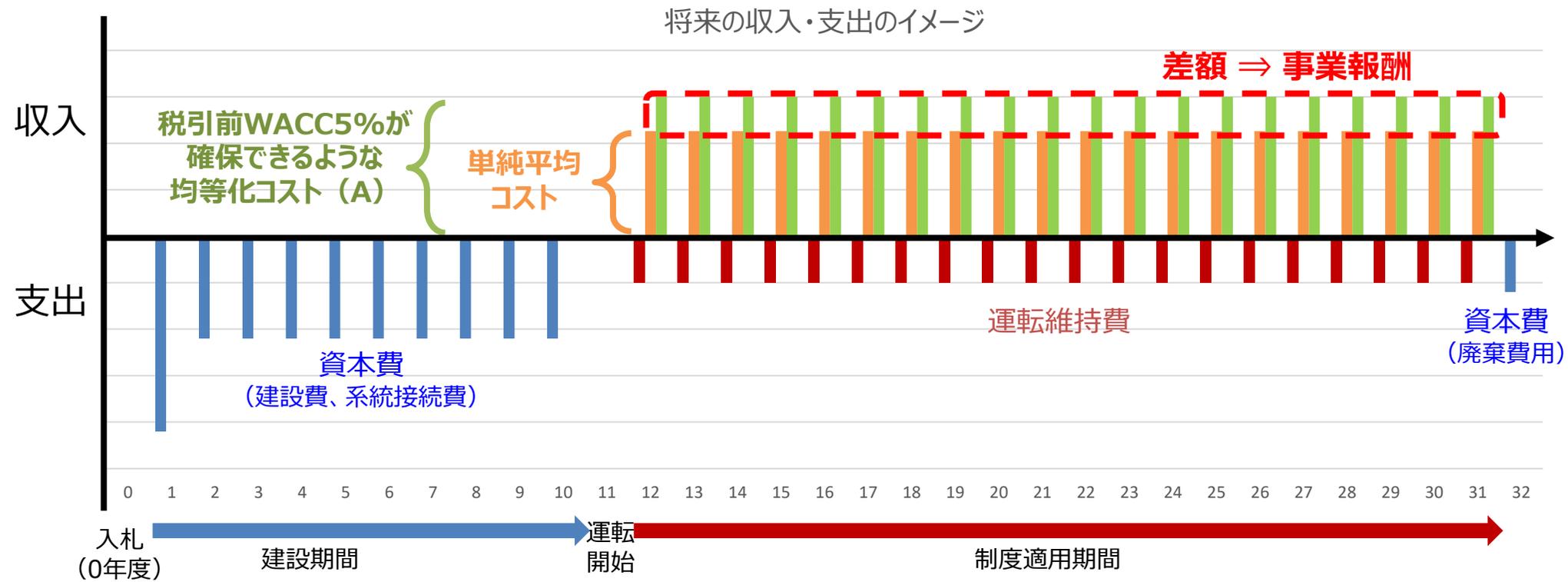
下の事例の数値で計算すると、以下のとおり。

$$A/1.05^{12} + A/1.05^{13} + \dots + A/1.05^{31} = \underbrace{21/1.05 + 11/1.05^2 + \dots + 11/1.05^{10}}_{\text{資本費の割引現在価値}} + \underbrace{5/1.05^{12} + \dots + 5/1.05^{31}}_{\text{運転維持費の割引現在価値}} + \underbrace{6/1.05^{32}}_{\text{廃棄費用の割引現在価値}}$$

A = 18.1      均等化コストの割引現在価値

単純平均コスト = 資本費と運転維持費の総コスト ÷ 制度適用期間 = (21 + 11 + ... + 11 + 5 + ... + 5 + 6) ÷ 20 = 11.3

事業報酬 = 18.1 - 11.3 = 6.8



各年度における	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
キャッシュアウト額	21	11	11	11	11	11	11	11	11	11	0	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	6

※0年度以前に支出した資本費は1年目の支出に含める。

※運転開始年度に支出する運転維持費のうち、運転開始後に発生する運転維持費は計上不可。ただし、当該年度に支出する資本費は、計上可

# 事業税（付加価値割・収入割）と事業報酬の算定イメージ

- 事業税（収入割・付加価値割）は、事業報酬の金額を用いて算出する必要がある。
- したがって、前頁の事業報酬は、まずは、事業税（収入割・付加価値割）の金額を0と仮定して、各年度のキャッシュアウト額を設定し、事業報酬を一旦算出した上で、その事業報酬の金額を元に、付加価値割→収入割の順番で事業税の金額を算出し、それを各年度のキャッシュアウト額に加算して、再度、事業報酬の金額を算出する。

前頁の事例の数値（12年度～31年度の運転維持費5のうち、人件費1、支払賃借料1、付加価値税率0.37%、収入割税率1.05%と仮定）で計算すると、以下のとおり。

ア 事業税（付加価値割） = (事業報酬 + 人件費 + 支払賃借料) × 税率 = (6.8 + 1 + 1) × 0.0037 = 0.03

イ これを元に、再度、前頁のとおり事業報酬を計算する。

$$A/1.05^{12} + A/1.05^{13} + \dots + A/1.05^{31} = 21/1.05 + 11/1.05^2 + \dots + 11/1.05^{10} + 5.03/1.05^{12} + \dots + 5.03/1.05^{31} + 6/1.05^{32}$$

$$A = 18.1$$

$$\text{単純平均コスト} = (21 + 11 + \dots + 11 + 5.03 + \dots + 5.03 + 6) \div 20 = 11.3$$

$$\text{事業報酬} = 18.1 - 11.3 = 6.8 \quad \text{※ここでは、単純化した数値で計算しているため、前頁の事業報酬と変わらない結果となっている。}$$

ウ 事業税（収入割） = (資本費 + 人件費等 + 事業税（付加価値割） + 事業報酬) × 税率 / (1 - 税率)

$$= 18.1 \times 0.0105 / (1 - 0.0105) = 0.19$$

エ これらを元に、再度、前頁のとおり事業報酬を計算する。

$$A/1.05^{12} + A/1.05^{13} + \dots + A/1.05^{31} = 21/1.05 + 11/1.05^2 + \dots + 11/1.05^{10} + 5.22/1.05^{12} + \dots + 5.22/1.05^{31} + 6/1.05^{32}$$

$$A = 18.1$$

$$\text{単純平均コスト} = (21 + 11 + \dots + 11 + 5 + \dots + 5 + 6) \div 20 = 11.3$$

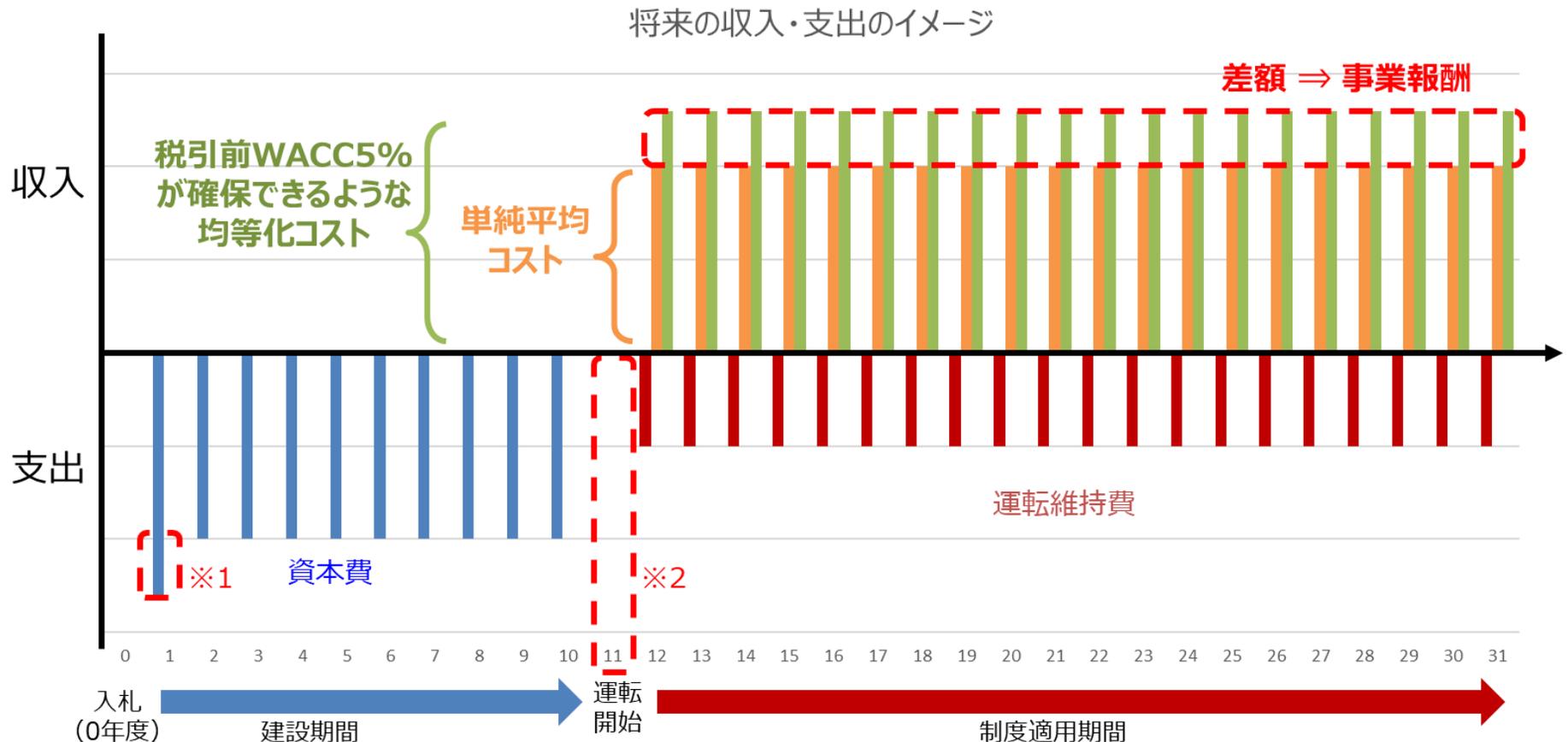
$$\text{事業報酬} = 18.1 - 11.3 = 6.8 \quad \text{※ここでは、単純化した数値で計算しているため、前頁の事業報酬と変わらない結果となっている。}$$

オ 再度、ア～エの計算を繰り返して行うことも可能。 ※最終的には、同じ金額に収斂する。

## 3. 事業報酬の算定

- 本制度の**制度適用期間は、運転開始の翌年度※から開始**される。
- そのため、事業報酬の算定時に作成する将来の本制度対象費用のキャッシュフローベースの支出計画における**運転維持費や、均等化コスト・単純平均コストは、運転開始の翌年度※から計上**することとなるため、改めて事業報酬の算定イメージを示すと以下のとおりとなる。

※本制度の導入直後に落札した電源が、2025年度以前に運転開始した場合は、2027年度。



※1 0年度以前に支出した資本費は1年目の支出に含める。 ※2 運転開始年度に支出する運転維持費は計上不可。ただし、当該年度に支出する資本費は、計上可

## 2. 事業税（収入割・付加価値割）と事業報酬の算出ルール

- 本制度の入札価格には、事業税（収入割・付加価値割）と事業報酬を算入することができるが、これらの算出方法は以下のとおりとする。
  - 3つの数値（収入割・付加価値割・事業報酬）の引用の少ない順に算出（付加価値割→収入割→事業報酬） ※この順で複数回計算を繰り返すことも可
  - 付加価値割・収入割を算出する際には、その直前での数値に基づき事業報酬A・Bを算出

